$$\frac{AB_n \times AC_n + \sum_{n=16}^{30}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=18}^{22}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=17}^{22}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=19}^{24}(AJ_n \times AK_n) + \sum_{n=21}^{23}(AL_n \times AM_n) + \sum_{n=21}^{23}(AN_n \times AO_n) + \sum_{n=24}^{30}(AP_n \times AQ_n) + \sum_{n=24}^{30}(AR_n \times AS_n) + \sum_{n=26}^{30}(AT_n \times AU_n) + \sum_{n=26}^{30}(AV_n \times AW_n) + \sum_{n=27}^{28}(AX_n \times AY_n) + AZ_n \times BA_n + BB \times 0.95 + \sum_{n=29}^{30}(BC_n \times BD_n) + BE_n \times BF_n + (BG_n \times BH_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + (BI_n \times BJ_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + BK_n \times BL_n + \sum_{n=29}^{30}(BM_n \times BN_n) + \sum_{n=29}^{30}(BO_n \times BP_n) + BQ_n \times BR_n + BS_n \times BT_n + BU_n \times BV_n}{1{,}740\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B_n　緊急防災基盤整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$C_{11} = 0.001$

$C_{12} = 0.006$

$C_{13} = 0.008$

D_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については B_n に準ずるものとする。

$E_{15} = \underline{0.006}$

$$\frac{AB_n \times AC_n + \sum_{n=16}^{29}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=18}^{22}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=17}^{22}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=19}^{24}(AJ_n \times AK_n) + \sum_{n=21}^{23}(AL_n \times AM_n) + \sum_{n=21}^{23}(AN_n \times AO_n) + \sum_{n=24}^{29}(AP_n \times AQ_n) + \sum_{n=24}^{29}(AR_n \times AS_n) + \sum_{n=26}^{29}(AT_n \times AU_n) + \sum_{n=26}^{29}(AV_n \times AW_n) + \sum_{n=27}^{28}(AX_n \times AY_n) + AZ_n \times BA_n + BB \times 0.95 + BC_n \times BD_n + BE_n \times BF_n + BG_n \times BH_n + BI_n \times BJ_n}{1{,}740\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B_n　緊急防災基盤整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$C_{11} = 0.001$

$C_{12} = 0.006$

$C_{13} = 0.008$

D_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については B_n に準ずるものとする。

$E_{15} = \underline{0.024}$